

静岡県の「まん延防止等重点措置」について

<要請内容>

飲食店等及び大規模集客施設の営業時間の短縮

<要請期間>

令和3年8月8日（日）～8月31日（火）

<重点措置区域>

地域	市 町 名
賀 茂	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
東 部	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
その他	静岡市、浜松市

飲食店等への要請について①

●要請内容

- ・飲食店等への営業時間の短縮
- ・酒類の提供は行わないこと（利用者による酒類の持込を含む）

●営業時間

5時～20時（20時～翌日5時は営業しない）

●要請対象施設

- ・食品衛生法の営業許可を受けた飲食店や遊興施設（宅配、テークアウトサービスは除く）
- ・結婚式場

飲食店等への要請について②

● 協力金の支給

営業時間の短縮等の要請に応じていただいた店舗に協力金を支給します

※ただし、感染防止対策の業種別ガイドライン等を遵守していることが必要です

〈支給額〉

企業規模	支給額
中小企業	1日当たりの売上高の4割（3万～最大10万円） × 協力日数
大企業	1日当たり売上減少額の4割（最大20万円） × 協力日数

※詳細は、別にご案内します申請要項等によりご確認ください。

飲食店以外（大規模集客施設）への要請について①

●要請内容

大規模な集客施設への営業時間の短縮

●営業時間

5時～20時（20時～翌日5時は営業しない）

※映画館は5時から21時まで

※イベント関連施設でのイベント開催時は5時から21時まで

●要請対象施設（1,000m²を超える施設のみ）

・商業施設

〔大規模小売店、ショッピングセンター、パチンコ店、
スーパー銭湯 等〕

・イベント関連施設

〔映画館、ホテル-旅館（集会の用に供する部分のみ）、
展示場、体育館、博物館、動物園 等〕

飲食店以外（大規模集客施設）への要請について②

●協力金の支給

営業時間の短縮等の要請に応じていただいた店舗、施設に協力金を支給します

〈支給額〉

種類	支給額
大規模施設	$1,000\text{m}^2\text{あたり}20\text{万円}/\text{日}$ \times 短縮時間/本来の営業時間
テナント	$100\text{m}^2\text{あたり}2\text{万円}/\text{日}$ \times 短縮時間/本来の営業時間

※詳細は、別にご案内します申請要項等によりご確認ください。